

計 画 期 間

令和3年度～令和12年度

伊万里市肉用牛生産近代化計画書

令和4年3月

伊万里市

目 次

- I 肉用牛生産の近代化に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- II 肉用牛の飼養頭数の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- III 肉用牛経営の改善の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
- IV 肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 ページ
- VI 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 ページ

I 肉用牛生産の近代化に関する方針

1 肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化

国内の牛肉の消費は、消費税増や暖冬により家庭における消費が伸び悩み、枝肉価格が低迷していたところに、新型コロナウイルス禍による追い打ちで、枝肉単価が令和2年3月にキロ2,000円（前年同月比△500円/キロ）まで下落、令和2年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されてからはキロ1,600円まで下落し、肥育農家の経営を直撃した。

その後巣ごもり需要の増加や行政支援により、令和2年10月には枝肉単価は前年水準まで回復しその基調が継続しているものの、新型コロナウイルスの変異株による感染拡大に伴い、都市圏では再三緊急事態宣言が発令されるなど、外食産業市場では厳しい状況が続いている。

一方、コロナ禍においても牛肉の輸出は拡大しており、中国との牛肉輸出の早期再開が実現すれば、牛肉の需要は今後さらに加速化することが見込まれる。

このような国内外の諸情勢を踏まえ、新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得を図るため、和牛の繁殖雌牛の増頭、和牛肉の生産量の増大等を図るとともに、より一層の輸出拡大を目指す。

2 肉用牛生産基盤の現状分析

繁殖農家の戸数は31戸（H21）から25戸（R2）となり11年間で6戸減少した（H21比80%）。繁殖雌牛の飼養頭数は576頭（H21）が平成26年に498頭まで減少して底を打ち、その後令和2年までに550頭前後で推移している。

今後とも高齢化等による繁殖農家の減少が見込まれる中、市が行ったアンケートでは、繁殖農家の約7割が後継者不足に直面しており、このうち約3割の農家が5年以内に離農する可能性があるため、早急な対策を講じ、貴重な経営資源を円滑に地域で継承していく必要がある。

肥育農家の戸数は65戸（H21）から30戸（R2）となり11年間で35戸減少した（H21比46%）。肥育牛（和牛）の飼養頭数は10,335頭（H21）が平成29年まで減少が続き、平成30年に微増したもののその後再び減少し7,697頭（R2）となっている（H21比74%）。令和2年の肥育経営1戸当たりの飼養頭数（法人を除く）は約120頭の経営規模となっており、肥育経営における生産コストの6割強を占めるもと畜費の高止まりや、配合飼料の主な原料となるトウモロコシ等の輸入飼料が急騰し、経営を直撃している。

3 具体的な展開方向

（1）肉用牛の増頭・増産

生産基盤を強化し、牛肉の供給を増やすためには、大規模経営のみが牽引するのではなく、中小規模の家族経営を含めた経営が増頭・増産を進められるよう、地域全体での増頭を推進する。

労働力不足や規模拡大が進む中で、ヘルパーやコントラクター、TMRセンター等の

外部支援組織は一層重要であり、労働負担の軽減だけではなく、農地の有効利用や家畜排せつ物の適正処理など、持続的な経営展開にとっても重要となっている。

畜産クラスターなどの各種施策を通じて、このような地域の関係者の役割分担、連携の取組を継続的に推進し、地域全体で収益性の向上を図る取組を支援する。

(肉用牛生産の対応方向)

生産基盤の強化のため、繁殖雌牛の増頭や改良に対する取組を推進し、肉質や増体に優れた肥育素牛の生産拡大を図り、肥育素牛の自給率向上に努める必要がある。

肥育農家の規模に応じたきめ細やかな施策を推進し、肥育農家の増頭意欲を向上させ、将来にわたり「佐賀牛」および「伊万里牛」の産地として高品質な牛肉を安定的に生産していく必要がある。

こうしたことから、以下の主な課題に取り組む。

- ① 増頭や規模拡大に必要な牛舎等の整備等
- ② 繁殖肥育一貫経営の取組
- ③ キャトルステーションやブリーディングステーション等の拠点施設の運営
- ④ 優秀な県産種雄牛の作出及びゲノム育種価の活用による和牛改良
- ⑤ AI、ICT等の先端技術を活用した省力化機械の導入
- ⑥ 繁殖雌牛の分娩間隔短縮の取組
- ⑦ 暑熱対策など飼養環境改善による生産性向上の取組
- ⑧ 肥育牛の肥育期間短縮技術の確立・普及
- ⑨ 輸出に向けた取組

(2) 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

① 新技術の実装等による生産性向上の推進

中小規模の家族経営をはじめとする畜産経営が、持続的な経営を実現するためには、収益性の高い経営による一定の所得の確保が必要であり、そのためには、規模拡大を行わずとも生産性向上を図る取組に対し支援することが重要である。

生産性向上を進めるためには、家畜改良を推進し高能力の牛群を整備することが重要である。このため、性判別精液の利用やゲノミック評価等の新技術を活用して産肉能力などの生産性が向上するように、家畜の更新、導入を推進する。

また、牛舎内の飼養環境の改善や事故率の低減、供用期間の延長等の飼養管理技術の向上と合わせて、ロボット、ICT、IoT、AIといった新技術の実装を推進し、生産性向上や労働負担軽減などを図る。

② 施設・家畜等への投資の後押し等による規模拡大の推進

需要に応じて供給を拡大するためには、意欲ある経営が規模拡大に取り組むことを支援することも重要である。

このため、引き続き施設や家畜等への投資を後押しするとともに、少ない投資で規模拡大が可能なキャトルステーション等の外部支援組織や簡易畜舎の活用を推進する。

③ 持続的な発展のための経営能力の向上

肉用牛生産は、「多額の設備投資や運転資金が必要」、「投資資金の回収に長期間を要する」、「資材や生産物の価格変動が大きい」という特徴があることから、持続的で安定的な事業継続を図るためには、計画的な設備投資を行い、キャッシュフロー

や資産、損益等の状況を把握し、適切な経営管理を行う必要がある。

このため、法人化等を通じ、意思決定に係る責任やプロセスの明確化、決算書の作成等による経営実態の把握、適切な事業計画及び資金計画の策定を支援する。

法人化を行わない場合であっても、持続的・安定的な経営を図るため、家計と経営を分離して計画的な事業運営を行うよう支援する。

④ 既存の経営資源の継承・活用

肉用牛生産の現状では、後継者がおらず高齢な経営も存在している。このような経営の経営資源は貴重な生産基盤であり、離農により失われることがないよう、後継者不在の経営の経営資源を意欲ある担い手へ継承し、活用する取組を推進する。

(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

肉用牛経営において、人材を確保するためには、まずは、収益性の高い経営により所得が確保できる魅力ある産業となることが重要である。その際、肉用牛生産は、家族経営が大部分を占める中、労働負担が大きいこと、習得が必要な技術も多岐にわたること、施設投資のみならず、家畜の導入等で多くの資金が必要であること等の特徴を踏まえて、労働力や人材の確保を進めることが重要である。

① 外部支援組織の育成・強化

飼料生産・調製から、飼養管理、家畜排せつ物の処理といった多岐にわたる業務が存在する肉用牛生産において、作業の一部を外部支援組織に委託することは、持続的な経営を実現する上で、有効な取組である。

外部支援組織は、労働負担や投資の軽減、飼養管理の専門化・高度化を支えており、中小規模の家族経営の生産活動を支える重要な役割を有している。加えて、規模拡大を行おうとする経営にとっては、規模拡大に伴う労働負担の増加等を軽減する点で有用である。

このような中、コントラクター・TMRセンターといった飼料生産組織の形成や、キャトルステーション・キャトルブリーディングステーション等の預託施設の利用を促進する。

また、近年、長崎県や熊本県などで急速に組織設立が進んでいる肉用牛定休型ヘルパーは、規模拡大が進む肉用牛経営の働き方改革や担い手不足などに対応するため、今後、組織設立や活用を促進する。

② 新たな担い手の確保・育成

高齢化が進み、農家戸数が減少の一途をたどる中で、新たな担い手を確保・育成していくことが何より重要なため、JA伊万里肉用牛サポートセンターへの研修生受け入れや、佐賀県農業大学校、伊万里実業高校等と連携し、就農希望者と研修生受け入れ可能な農家のマッチングを行い、実践研修から就農準備、新規就農までのロードマップ創設を図る。

(4) 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

堆肥の生産量と需要のバランスが崩れ、堆肥の生産過大となっているため、耕畜連携の推進を図り、地域内での利用を促すことを基本としつつ、戻し堆肥の敷料としての利活用を試みる。

(5) 国産飼料基盤の強化

生産基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。しかしながら濃厚飼料の大部分は輸入に依存しており、世界的な穀物需給の逼迫や気候変動による生産量の減少に伴い原料価格が急騰した結果、経営に弊害を与えている。

このため、生産者団体等と連携し、稲発酵粗飼料（稲WC S）やソルガム等の飼料作物の生産を推進する。

(6) 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

和牛肉については、家畜改良の進展や肉質向上に向けた生産者の努力の結果、A 4、5率が全体の9割程度となっている。

一方、消費者は、A 5など脂肪交雑の多い牛肉だけでなく、健康志向の高まりや、食味・食感の良さ、価格の高止まりを理由に、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉も求める傾向がある。

このため、ブランド牛「佐賀牛」などの高品質な牛肉生産を基本としつつ、消費者サイドのニーズやコスト面も考慮しながら、出荷月齢の早期化に向けた取組や、脂肪交雑のみならず、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより脂肪の口溶けなど食味に関する不飽和脂肪酸（オレイン酸等）の含有量などに着目した改良も、和牛の遺伝的多様性に配慮しつつ推進する。

(7) 輸出の戦略的拡大

「和牛」として世界中で認められ、近年のアジアや米国の食肉需要の増加により、2020年（令和2年）の牛肉輸出額はコロナ禍でありながら288億円であり、前年比2.7%マイナスとなったものの、2021年に入り大きく増加している。

また、本県が誇るブランド牛「佐賀牛」は、国外でも高い評価を得ており、香港などへの輸出量は年々増加してきている。これに合わせ、今後「伊万里牛」としての輸出も生産者や販売業者等と連携し、方向性を検討していく。

(8) 災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨等の大規模災害が頻発しており、生産現場にも影響を与えている。

災害への備えは、各経営の責務であり、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入等、各経営で行うことができる必要な備えを行うことが重要である。

このため、県が取り組む畜産施設での非常用電源設備の導入促進に協調するとともに、発災時の速やかな被害情報の収集等を通じて、甚大な災害からの早期の経営再開を支援する。

(9) 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜の伝染性疾病は、肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼす。

また、生産量の減少や生産費の上昇につながることから、これらの予防は経営改善のためにも重要な課題である。

さらに、飼養衛生管理の向上は、感染症の発生を抑制することで抗菌剤の使用機会の

低減にも繋がり、薬剤耐性菌の出現を抑制するうえでも重要である。

このため、家畜保健衛生所による検査・調査および指導に基づき、農家の衛生対策の徹底を図る。

(10) GAP等の推進

農場段階でのGAPやHACCPの実施は、生産性の向上、効率性の向上、経営主や従業員の経営意識の向上等につながるものであり、人材の育成にも有効な手法である。

加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の見えにくい取組を見える化することで、他者からの信頼確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資するものである。

このため、農業段階でのGAPやHACCPの実施とJGAP、農場HACCP等の認証取得を推進し、アニマルウェルフェアについては、国際獣疫事務局(OIE)が示す国際的な指針を踏まえ、「5つの自由」に沿った飼養管理の基本的な考え方等について、県が発出する技術指導通知や、飼養管理指針の普及等への理解醸成を図り、我が国におけるアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の水準を向上させる。

(11) 資源循環型畜産の推進

持続的な発展のためには、家畜排せつ物や排水を適正に管理し環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農作物生産に地域で生産される堆肥等を活用し、資源を循環させる取組が重要である。特に、家畜排せつ物の適正な管理と利用は、一層重要性が増しているため、ほ場への適切な還元を推進する。

放牧は、適切な草地管理を行うことによる資源循環とともに、アニマルウェルフェアや飼養管理、家畜排せつ物処理、飼料生産の省力化による働き方改革にも資する取組である。また、放牧により生産された畜産物であることをアピール(放牧認証等)することで、エシカル消費にもつながることから推進が必要である。

近年消費者の関心が高まりつつある有機畜産物の生産に関して、有機飼料の確保と資源循環型農業の実践にもつながるという観点からも、堆肥の適正利用の推進が必要である。

(12) 安全確保を通じた消費者の信頼確保

生産者が加工・流通業者と一体となって、安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保するため、食品安全に関する国際的な考え方が「後始末より未然防止」を基本に、「全工程における管理の徹底」となっていることを踏まえ、畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理等の着実な実施を推進する。また、畜産物の安全確保に関する情報発信を積極的に行う。

① 製造・加工段階での衛生管理の高度化

平成30年に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律により、令和2年6月からHACCPに沿った衛生管理が制度化されることとなった。

しかしながら、小規模事業者において衛生管理の高度化は課題であることから、制度の改正を契機に畜産関係事業者への周知を図りつつ、高度化への浸透を高めていく。

② 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

市は、県および関係機関が実施する飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売および使用の各段階においての検査や指導等、安全性に関する情報を活用する。

③ 動物用医薬品に係る安全確保及び薬剤耐性対策の徹底

家畜保健衛生所の飼養衛生管理の指導について、農家に対し指導内容の順守を行うよう呼び掛けることで、感染症の発生抑制及び抗菌剤の慎重使用の徹底を図る。

(13) 畜産業や畜産物に対する市民理解の醸成、食育等の推進

肉用牛生産は、本市における基幹産業として地域を活性化する産業である。

このため、肉用牛生産を通じた地域資源の活用や資源循環、雇用の創出等の多面的な機能を消費者に理解してもらうことは重要である。

一方で、消費者の価値観や肉用牛生産への関わり方等多様である上、中食・外食の割合が増加する中、生産から消費までの間に、加工・料理を行い提供する作り手が介在するケースも多くなっている。

このため、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は連携して、学校における食育活動や、地域への貢献、地域活動への参画を通じて、生産現場や畜産物への理解醸成の取組を促進する。

II 肉用牛の飼養頭数の目標

肉用牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在（令和2年度） | | | | | | | | 目標（令和12年度） | | | | | | | |
|------|-------|-----------|------|-------|-----|-------|------|-----|---|------------|------|-------|-----|-------|------|-----|---|
| | | 肉用牛総頭数 | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | | 肉用牛総頭数 | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | |
| | | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 |
| 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 | 頭 |
| 伊万里市 | 全域 | 8,495 | 526 | 7,697 | 263 | 8,486 | 1 | 8 | 9 | 8,443 | 577 | 7,547 | 310 | 8,434 | 1 | 8 | 9 |

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

(2) 肉専用種肥育経営

| 目指す経営の姿 | 生産性指標 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------------------|-------|------|------|---------|------|------|-------|----------|----------|-----------------------------------------------|--------------------------------------|------------|-------------|--------|-----------|-------|------------------|------|-----------------------------|--------|--------|-------|---------------|
| | 経営概要 | | | | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | | | | |
| | 経営形態 | 飼養形態 | 牛 | | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | | | | | |
| 経営形態 | 飼養方式 | 飼養頭数 | 給与方式 | 肥育開始時月齢 | 出荷月齢 | 肥育期間 | 出荷時体重 | 1日当たり増体量 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 牛1頭当たり飼養労働時間 | 労働 | 総労働時間(主たる従事者) | 組収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 |
| 種楯拡大を図り、優良な肥育畜年の導入による生産性向上やIoT機器による省力化を図る家族経営 | 家族・専業 | 250 | 牛房群飼 | 分給 | 8.5 | 27.5 | 19 | 800 | 0.89 | WCS:3 49727kg 73:4,000 73:1 5:660 | WCS:3 49727kg 73:1 種わら5:115 | — | — | 10 | 10 | 5 | 376,974 (98) | 30.7 | 5,748 (2,000hr ×2.9人) | 17,842 | 16,504 | 1,338 | 669 |
| 種楯拡大を図り、優良な肥育畜年の導入による生産性向上やIoT機器による省力化を図る法人経営 | 法人・専業 | 500 | 牛房群飼 | 分給 | 8.5 | 27.5 | 19 | 800 | 0.89 | WCS:6 49727kg 73:4,000 73:2 5:660 | WCS:6 49727kg 73:2 種わら5:30 | — | — | 10 | 10 | 5 | 412,995 (108) | 27.8 | 8,617 (2,000hr ×4.3人) | 35,685 | 33,873 | 1,812 | 906 |

(注) 1. 繁殖母との一貫経営を認定する場合には、肉専用種畜経営の指標を参考に必要に応じて項目を追加すること。

2. 「畜牛1頭当りの費用合計」には、もと畜費は含まないものとする。

(3) 肉専用種一貫経営

| 目指す経営の姿 | 生産性指標 | | | | | | | | | | 備考 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------|------|------|---------|--------|------|-------|----------|-------------------------------------------|-----------------------------------|----|------------|-------------|--------|-----------|-------------------------------|--------------|-----------------------|----------|----------|---------|---------------|
| | 経営概要 | | | 牛 | | | | 飼料 | | | | 人 | | | | | | | | | | |
| | 経営形態 | 飼養頭数 | 飼養方式 | 肥育開始時月齢 | 出荷月齢 | 肥育期間 | 出荷時体重 | 1日当たり増体重 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積 ※放牧利用を含む | | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト 肥育牛1頭当たり費用合計(現状との比較) | 牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者) | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 |
| 一貫経営の取組により、素養費の低減を図る家族経営 | 家族専業 | 250頭 | 牛房群飼 | 8.5ヶ月 | 27.5ヶ月 | 19ヶ月 | 800kg | 0.89kg | 3,400kg 4,000kg 7,400kg 10,800kg | 3.2ha 4.0ha 7.4ha 10.8ha | — | — | 19% | 19% | 5% | 536,107円(140) | 51.4hr | 8,999hr(2,000hr×4.5人) | 17,891万円 | 16,296万円 | 1,595万円 | 798万円 |

(注) 1. 繁殖母牛の一貫経営を認定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含まないものとする。

IV 肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

(1) 区域別肉用牛飼養構造

| | 区域名 | | ① 総農家数 | ② 飼養農家 戸数 | ②/① | 肉用牛飼養頭数 | | | | | | |
|----------|-----|---------|-----------|-----------------|------------|------------|------------|------------|----------|--------|--------|--------|
| | | | | | | 総数 | 肉専用種 | | | 乳用種等 | | |
| | | | | | | | 計 | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 |
| 肉専用種繁殖経営 | 伊万里 | 現在 | 戸 66 | 戸 25 | % 37.88 | 頭 789 | 頭 789 | 頭 526 | 頭 263 | 頭 0 | 頭 | 頭 |
| 目標 | | 戸 66 | 戸 25 | % 37.88 | 頭 887 | 頭 887 | 頭 577 | 頭 310 | 頭 0 | 頭 | 頭 | 頭 |
| 肉専用種肥育経営 | 伊万里 | 現在 | 戸 66 | 戸 41 | % 62.12 | 頭 7,706 | 頭 7,697 | 頭 7,697 | 頭 | 頭 9 | 頭 1 | 頭 8 |
| 目標 | | 戸 66 | 戸 41 | % 62.12 | 頭 7,556 | 頭 7,547 | 頭 7,547 | 頭 | 頭 9 | 頭 1 | 頭 8 | 頭 |

※ ①総農家戸数は、繁殖、肥育、一貫経営の農家の総数。 ②肥育経営の飼養農家戸数は、肥育経営の30戸に一貫経営の11戸を含めた41戸としている。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

管内では、JA佐賀系統の「佐賀牛」としての出荷をはじめ、独自ブランドである「伊万里牛」や「伊萬里牛」としても流通しており、培われた飼養技術による高品質な肉質は、都市圏の飲食店や消費者に高い人気を誇っている。

しかしながら、その基礎となる肥育素牛の大半が県外に依存しており、今後の素牛需要の高まりによる肥育農家の生産性と収益性の確保が懸念される。

このため、肥育農家の一貫経営への移行支援や、規模拡大等の取組を支援し経営安定を図るとともに、ブランド牛の産地としての生産基盤の強化に取り組む。

【肉専用種繁殖経営】

① 規模拡大のための取組

- ・規模拡大に必要な繁殖牛舎の整備や繁殖雌牛の導入に対する支援を行い、個々の経営における飼養頭数の増加を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- ・繁殖牛舎の改修による飼養環境の改善や優良繁殖雌牛の導入に対して支援する。
- ・繁殖牛の繁殖管理や栄養管理を徹底し、分娩間隔の短縮や子牛の事故防止対策に取り組む。
- ・AIやIoT等の先端技術を活用した省力化機械の導入に対する支援を行う。
- ・自給飼料の利用拡大などによる生産コストの低減に取り組む。
- ・管内肥育農家による管内素牛の導入意欲を高め、繁殖農家の経営規模の維持や、さらなる技術の向上を促進する。

【肉専用種肥育経営】

① 規模拡大のための取組

- ・施設整備に係る改修費等や増頭に係る支援を行い、個々の経営における飼養頭数の増加を図る。
- ・肥育技術を有する者への預託に対し要する経費を支援し、規模拡大に伴う即戦力となる労働力の確保を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

- ・肥育牛の肉質の一層の高品質化と枝肉重量の改善による生産性向上に向けた取組

みを進める。

- AIやIoT等の先端技術を活用した省力化機械の導入に対する支援を行う。
- 作業負担の軽減を図るための作業員の雇用や、担い手育成のための研修生等の受け入れに係る経費の支援を行い、経営規模の維持や担い手の確保につなげる。
- 自給飼料の利用拡大などによる生産コストの低減に取り組む。
- 肥育牛の発育や月齢に応じた適切な飼養管理や衛生対策を徹底し、事故率の低減に取り組む。
- 繁殖雌牛を飼養する一貫経営への移行を支援する。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

| | | 現在（令和2年度） | 目標（令和12年度） |
|-------------|-----|-----------|------------|
| 飼料自給率 | 肉用牛 | 28% | 33% |
| 飼料作物の作付延べ面積 | | 385ha | 451ha |

2 具体的措置

① 粗飼料基盤強化のための取組

【飼料作物全体】

- ・ 自給飼料確保のため、県飼料作物奨励品種の作付けを推進する。
- ・ 佐賀県草地飼料協会と連携しながら、展示圃の設置や研修会開催等により自給飼料の増産を推進する。

【稲発酵粗飼料（稲WCS）の生産拡大及び品質の確保】

- ・ 稲発酵飼料（稲WCS）については、粃が少なく収穫適期が長い稲WCS専用品種の展示圃設置や研修会等を行い、高収量で高品質の稲WCSの生産を拡大する。
- ・ 稲WCSの品質を確保するため、今後も関係機関とともに、適正な肥培管理や雑草及び病虫害防除の徹底の指導を行う。

【機械化体系の確立及び組織の育成】

- ・ 飼料作物の生産及び利用拡大のため、飼料生産に必要な機械等の整備を推進する。
- ・ 自給飼料の安定供給を図るため、関係機関とともにコントラクター等の外部支援組織の組織化を推進するための体制づくりに向けた検討を行う。

② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

【飼料用米の作付推進】

- ・ 飼料用米の主食用米へのコンタミ防止対策を行っている事例を管内のJA共乾に周知する。
- ・ 関係機関等を対象にした研修会で栽培技術の推進を図る。

【飼料用米の利用拡大】

- ・ 飼料用米を給与するために必要な粉砕機等の機械の整備を推進する。
- ・ 市内の畜産農家が求める需要量を確保するため、市農業再生協議会や農協、県機関等と連携して需要量と供給量を把握しながらマッチングを進める。

【トウモロコシの作付推進】

- ・ 展示圃設置や研修会等を行い、高収量で高品質のトウモロコシの作付を推進する。

VI 肉用牛の共同出荷その他の肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛（肥育牛）の出荷先

| | 現在（令和2年度） | | | | 目標（令和12年度） | | | |
|------|-----------|---------|-------|-----|------------|---------|-------|-----|
| | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | ②/① | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | ②/① |
| | | 県内 ② | 県外 | | | 県内 ② | 県外 | |
| | 頭 | 頭 | 頭 | % | 頭 | 頭 | 頭 | % |
| 肉専用種 | 4,854 | 1,310 | 3,544 | 27 | 4,681 | 1,680 | 3,001 | 36 |
| 乳用種 | 1 | 1 | | 100 | 1 | 1 | | 100 |
| 交雑種 | 6 | 2 | 4 | 33 | 6 | 2 | 4 | 33 |

(2) 肉用牛の流通の合理化

管内の肉用牛の流通については、部分肉流通によって輸送コストの低減を図り、食肉取引の効率化を図るため、県内や近県の食肉市場の利用を促進する。